

証券コード 6407
平成27年6月2日

株 主 各 位

愛知県小牧市応時二丁目250番地

CKD株式会社

代表取締役社長 梶本 一 典

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、平成27年6月22日（月曜日）午後5時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市東区葵三丁目16番16号
メルパルクNAGOYA 2階「平安の間」
（総会会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようにご来場ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第95期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第95期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

議 案 取締役6名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 郵送（書面）による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月22日（月曜日）午後5時までには到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平成27年6月22日（月曜日）午後5時までにご行使ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始時間は、午前9時を予定しております。
 - ◎当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記事項、計算書類の個別注記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ckd.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、連結計算書類の連結注記事項及び計算書類の個別注記事項となります。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ckd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】

ウェブ行使
<http://www.web54.net>



※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- (2) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月22日（月曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

1. パソコン用サイトによる場合

(1) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

① ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft®Internet Explorer

② PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe®Acrobat®Reader™または、Ver.6.0以降のAdobe®Reader®

※ Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe®Acrobat®Reader™及びAdobe®Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

2. 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先について】

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

2. その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

(1) 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛にお問い合わせください。

(2) 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

☎ 0120-782-031

(受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く)

(提供書面)

事業報告

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

1. 企業集団の状況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

全般的概況

当期におけるわが国経済は、4月に行われた消費税率引き上げにより急速に落ち込みましたが、政府の景気刺激策や日銀の金融緩和追加策により年度後半には回復してまいりました。また、企業収益も為替が円安に変動したことや原油価格の低下などから改善に向かい、製造業の設備投資も緩やかながら増加いたしました。

海外経済は、米国では個人消費とともに雇用や所得環境も改善に向かいました。アジアでは、成長のスピードは鈍化したものの総じて安定的な成長を維持いたしました。一方、回復が期待された欧州は、ギリシャ問題の影響から低調な動きにとどまりました。

このような状況のもとで、当社グループの当期における連結業績は、売上高83,379百万円(前期比10.4%増)、営業利益8,363百万円(前期比6.1%増)、経常利益8,735百万円(前期比7.4%増)、当期純利益6,010百万円(前期比10.2%増)となりました。

部門別概況

自動機械部門につきましては、薬品自動包装システムは、消費増税の反動から売上が減少いたしました。一方、リチウムイオン電池製造システムと三次元はんだ印刷検査機は、環境対応車などの車載用及び情報通信機器用の売上が増加いたしました。

その結果、売上高は15,920百万円(前期比5.3%増)、営業利益は2,182百万円(前期比12.2%増)となりました。

機器部門につきましては、国内市場では、内外需ともに好調な工作機械向け、環境対応や電子化への投資が続く自動車業界向けなど、幅広い業種の設備投資回復を受けて売上が増加いたしました。

海外市場では、情報通信機器の設備投資が活発だった中国と台湾、半導体業界向けと自動車業界向けが好調だった米国の売上が増加いたしました。

その結果、売上高は67,458百万円（前期比11.7%増）、営業利益は8,842百万円（前期比5.7%増）となりました。

部門別売上高

部 門	金 額	前 期 比	構 成 比
	百万円	%	%
自 動 機 械 部 門	15,920	105.3	19.1
機 器 部 門	67,458	111.7	80.9
合 計	83,379	110.4	100.0

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、四日市工場処理棟の建設、旋盤、加工機、マシニングセンターの更新等の結果、自動機械部門で1,271百万円、機器部門で4,024百万円、総額は5,454百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と総額3,000百万円の貸出コミットメント契約を締結しておりましたが、この契約は当期末に解約いたしました。当期の設備資金及び運転資金は、自己資金及び借入金で賄っており、増資及び社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成26年3月期よりスタートした中期経営計画『GLOBAL CKD 2015』に基づき、中長期的な経営戦略の下で、次の通り対処すべき課題に取り組んでまいります。

① 商品のGLOBAL化

お客様の新たなご要求にお応えできる商品の開発や、お客様の立場で商品の高付加価値化を実現する提案活動を強化してまいります。また、海外市場に向けては地域に合わせた品質と価格の商品を開発し、その地域のご要求に適合する商品の供給を実現してまいります。

② 販売のGLOBAL化

海外市場のお客様にも対応できる販売体制を構築し、自動機械は薬品自動包装システムと産業機械の販売、機器は半導体や自動車業界に向けた販売を拡大してまいります。また、自動機械部門では薬品自動包装システムを中国市場に販売展開するための販売とサービス体制の構築、機器部門は成長が期待されるアジア新興国を中心に販売拠点を構築してまいります。

③ 生産のGLOBAL化

平成25年10月に中国新工場を竣工させ、市場が拡大するアジア市場に機器商品を供給する体制を構築いたしました。アジア市場への供給基地となるよう、計画的に生産機種を拡大を図ってまいります。また、中国新工場では自動機械商品の生産も行い、アジア市場への供給を行います。

アセアン市場では、タイ工場の生産機能を強化し、成長するアセアン市場に機器商品を供給する体制を強化いたします。

同時に、当社グループの生産機能の中核となる国内生産拠点は、新たな商品開発と共に生産性と品質向上でマザー工場化を目指し、海外生産工場の先導役となるよう取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	平成23年度 第 92 期	平成24年度 第 93 期	平成25年度 第 94 期	平成26年度 第 95 期
売上高 (百万円)	72,804	65,031	75,491	83,379
経常利益 (百万円)	6,213	3,517	8,136	8,735
当期純利益 (百万円)	3,741	2,452	5,456	6,010
1株当たり当期純利益 (円)	58.96	38.99	87.36	96.25
総資産 (百万円)	70,079	71,742	86,711	96,018
純資産 (百万円)	48,322	50,852	57,712	65,555
1株当たり純資産 (円)	761.54	814.25	924.09	1,049.70

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 1株当たり純資産の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は、CKD持株会信託口が保有する当社株式の数を含めて算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	平成23年度 第 92 期	平成24年度 第 93 期	平成25年度 第 94 期	平成26年度 第 95 期
売上高 (百万円)	68,184	59,909	68,367	72,148
経常利益 (百万円)	5,454	2,816	6,612	6,857
当期純利益 (百万円)	3,160	1,836	4,412	4,520
1株当たり当期純利益 (円)	49.81	29.21	70.66	72.39
総資産 (百万円)	69,151	68,664	79,237	85,985
純資産 (百万円)	49,195	50,341	54,790	59,258
1株当たり純資産 (円)	775.30	806.06	877.31	948.86

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 1株当たり純資産の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は、CKD持株会信託口が保有する当社株式の数を含めて算定しております。

(6) 主要な事業内容

部 門	機 種	主 要 製 品
自動機械部門	自動機械装置	自動包装（薬品・食品・医療器具）システム、 画像処理検査システム、 リチウムイオン電池製造システム、 三次元はんだ印刷検査機、照明製造システム
機 器 部 門	省 力 機 器	インデックスユニット、 ダイレクトドライブモータ、 ピックアッププレースユニット
	空気圧制御機器	空気圧方向制御弁、手動切換弁
	駆 動 機 器	空気圧シリンダ、バルブ付シリンダ、 特殊シリンダ、電動アクチュエータ、 複合機能付シリンダ、揺動回転駆動機器
	空気圧関連機器	F.R.Lユニット、フィルタ、レギュレータ、 ルブリケータ、継手、スピードコントローラ、 冷凍式ドライヤ、乾燥式ドライヤ、 膜式ドライヤ、メインラインフィルタ、 流量センサ、圧力センサ
	流 体 制 御 機 器	水・空気・蒸気用バルブ、 半導体製造プロセスガス用バルブ、 薬液用バルブ、真空用バルブ、 ガス燃焼システム機器、防爆バルブ

(7) 主要な営業所及び工場

当 社	本社・工場	愛知県小牧市
	支 店	東京支店 : 東京都港区 名古屋支店 : 愛知県小牧市 大阪支店 : 大阪市西区
	工 場	春日井工場 : 愛知県春日井市 犬山工場 : 愛知県丹羽郡扶桑町 四日市工場 : 三重県四日市市
喜開理（中国）有限公司	生産拠点	中国無錫市
喜開理（上海）機器有限公司	販売拠点	中国上海市
CKD THAI CORPORATION LTD.	生産・販売拠点	タイ国チョンブリ県

(8) 使用人の状況

① 当社グループの使用人の状況

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
自動機械部門	509名	21名増
機器部門	2,661名	100名増
全社（共通）	124名	7名増
合計	3,294名	128名増

② 当社の使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,012名	46名増	42.0歳	18.5年

(注) 従業員数には嘱託、パートタイマーの計253名は含まれておりません。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
喜開理（中国）有限公司	百万円 5,346	% 100.0	自動機械製造、機器製造

(10) 当社の主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	百万円 2,640
三井住友信託銀行株式会社	1,200

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 233,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 62,452,055株 (自己株式6,977,294株を除く) |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 7,908名 |

(2) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,440	7.11
C K D 持 株 会	3,087	4.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,924	3.08
住友生命保険相互会社	1,914	3.06
三井住友海上火災保険株式会社	1,610	2.58
株式会社三井住友銀行	1,581	2.53
C K D 協 力 企 業 投 資 会	1,552	2.49
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,526	2.44
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCR00	1,497	2.40
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,423	2.28

(注) 上記持株比率は自己株式を除いて計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	梶 本 一 典	
代 表 取 締 役	野 澤 好 令	常務執行役員 品質・環境・安全担当 兼コンポーネント本部長
取 締 役	徳 田 重 友	執行役員 海外子会社管理担当 兼財務部長 兼内部監査室長 兼安全保障輸出管理室長
取 締 役	内 永 恭 一	執行役員 営業本部長 兼ファイン営業統括部長
取 締 役	西 尾 竜 也	執行役員 自動機械事業本部長
取 締 役	高 畑 千 秋	丸紅株式会社 理事 丸紅建材リース株式会社 理事
取 締 役	加 川 純 一	日本特殊陶業株式会社 嘱託
常 勤 監 査 役	坪 井 和 巳	
監 査 役	林 公 一	公認会計士 株式会社アタックス 代表取締役 株式会社プラザクリエイト 社外監査役
監 査 役	南 谷 直 毅	弁護士 ユニーグループ・ホールディングス株式会社 社外監査役
監 査 役	澤 泉 武	ラオックス株式会社 顧問

- (注) 1. 取締役高畑千秋、加川純一の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役林公一、南谷直毅、澤泉武の各氏は、社外監査役であります。
 3. 社外取締役高畑千秋、加川純一、社外監査役林公一、南谷直毅、澤泉武の各氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
 4. 監査役澤泉武氏は、平成26年6月20日開催の第94期定時株主総会において選任され就任しました。
 5. 平成26年6月20日開催の第94期定時株主総会終結の時をもって、監査役芝吹勝行氏は辞任しました。
 6. 監査役林公一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 7. 監査役南谷直毅氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 8. 監査役澤泉武氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

9. 平成27年4月1日付で以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	地位及び担当	
	新	旧
野澤好令	代表取締役常務執行役員 生産・環境・安全担当 兼コンポーネント本部長	代表取締役常務執行役員 品質・環境・安全担当 兼コンポーネント本部長
徳田重友	取締役執行役員 管理担当 兼海外子会社管理担当 兼財務部長 兼内部監査室長 兼安全保障輸出管理室長	取締役執行役員 海外子会社管理担当 兼財務部長 兼内部監査室長 兼安全保障輸出管理室長
内永恭一	取締役執行役員 コンポーネント本部副本部長 兼ファインシステム統括BU（ビジネスユニット）長	取締役執行役員 営業本部長 兼ファイン営業統括部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支払人員	支払総額
取締役	7名	202百万円
監査役	5名	31百万円

- (注) 1. 上記支払額のうち、社外取締役2名及び社外監査役4名の報酬の総額は21百万円であります。
 2. 株主総会の決議（平成19年6月28日改定）による取締役の報酬等の限度額は年額600百万円であります。
 3. 株主総会の決議（平成19年6月28日改定）による監査役の報酬等の限度額は年額80百万円であります。
 4. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員の状況

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

取締役高畑千秋氏は、丸紅株式会社の理事及び丸紅建材リース株式会社の理事を兼職しております。

取締役加川純一氏は、日本特殊陶業株式会社の嘱託を兼職しております。

監査役林公一氏は、株式会社アタックスの代表取締役及び株式会社プラザクリエイトの社外監査役を兼職しております。

監査役南谷直毅氏は、ユニグループ・ホールディングス株式会社の社外監査役を兼職しております。

監査役澤泉武氏は、ラオックス株式会社の顧問を兼職しております。
 なお、当社と各社との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	高 畑 千 秋	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から助言を行っております。
社外取締役	加 川 純 一	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から助言を行っております。
社外監査役	林 公 一	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、また、監査役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から助言を行っております。
社外監査役	南 谷 直 毅	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、また、監査役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から助言を行っております。
社外監査役	澤 泉 武	社外監査役就任後開催の取締役会10回のうち10回に、また、監査役会10回のうち10回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から助言を行っております。

③ 社外役員と締結している責任限定契約の内容の概要

当社定款第28条第2項及び第36条第2項並びに会社法第427条第1項の規定により、社外取締役高畑千秋、加川純一、社外監査役林公一、南谷直毅、澤泉武の各氏は、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額となります。

ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	30百万円
② 当社及び当社子会社等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、以下のとおり業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業の社会的責任を果たすため行動規準を定め、関係する法令等については規程を整備して、コンプライアンスを徹底します。
- ② 反社会的勢力とは一切関係をもたず、組織として毅然とした対応をします。
- ③ 通報窓口を設置し、法令等の違反を防止・是正する体制を整備します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

稟議決裁書類、各種会議体の議事録その他の取締役の職務の執行に係る情報については、取締役の職務の執行が適正に行われるよう、法令及び社内規程に基づき適切に保存及び管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、全社員の法令順守の意識を高めるとともに、全社的なリスク管理を推進する本社のリスク管理部門（総務部、情報システム部、マネジメントシステム部）を中心として、各事業本部におけるリスク管理部門が連携してその徹底を図ります。

また、益々複雑化するリスクに対して的確かつ迅速に対応するため、リスクを社内横断的に管理する組織として取締役会の下に設置したリスク管理委員会が全社リスク管理の整備に関する事項について審議決定を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則毎月1回以上開催し、また、役員を中心に構成する常務会を必要に応じ随時開催することにより迅速な経営の意思決定を図ります。

各事業本部の経営課題については、役員、部門長が出席する経営会議を開催し、事業環境の分析、業績計画の進捗状況の報告などを通じて情報を共有し、経営判断に反映させることとします。

また、執行役員制度の導入により、従来の取締役会が有していた経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能とを分離し、取締役員数を削減することによって、的確かつ迅速な意思決定を行い、業務執行については執行役員への権限委譲と責任の明確化により機動的な業務執行を行います。

- (5) **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
子会社についても当社経営理念の周知徹底を図り、業務の適正を確保します。
また、国内、海外の子会社管理規程を定め、その規定に従って管理体制を整備します。
- (6) **監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
必要に応じて監査役の職務の補助をすべき専従の使用人を置くこととし、その場合の人事は、取締役と監査役が事前に協議することとします。
- (7) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
取締役及び使用人は、法令及び監査役会の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
報告・情報提供としての主なものは次のとおりです。
- ・ 経営状況及び事業の遂行状況
 - ・ 当社グループの内部統制システムの整備に関する部門の活動状況
 - ・ 当社グループの子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ・ 当社グループの重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- (8) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
当社グループの監査体制の実効性を高めるため、経営直轄の内部監査室を設置し、監査役、会計監査人及び内部監査室が情報交換を行う機会を確保します。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為（下記 (3) において定義されます。）に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかし、当社の経営にあたっては、自動化技術と流体制御技術等長年にわたるノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であり、これらに関する十分な情報なくしては、株主の皆様が将来実現することができる企業価値ひいては株主価値を適切に判断することはできないものと考えております。

(2) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他基本方針の実現に資する取組み

当社は、創業以来、一貫して自動化技術・流体制御技術の研究開発に取組み、高品質・高効率の自動化を実現するとともに、省資源・省エネルギーを考慮した自動機械装置及び自動化機器を開発し、あらゆる産業界の自動化・ローコスト化に貢献してまいりました。その結果、自動機械商品においては、高い安全性と環境性能をもつ薬品自動包装システムは国内で80%のシェアを占めており、リチウムイオン電池製造システムや電子基板の三次元はんだ印刷検査機についても高いシェアを誇っております。また、機器商品においても、半導体製造に欠かせない薬液制御機器や、あらゆる産業に応用可能な流体制御機器についても国内でトップの地位を堅持しております。当社は、国内はもとより海外各地において幅広い販売ネットワークを構築しているほか、お客様との密接な関係を構築し、世界に通用する品質保証体制の構築と環境対応商品の開発を行い顧客満足度の向上に邁進しております。

また、企業の社会的責任を全うするため、環境保全活動の一層の推進、CSR基金による社会貢献、社員の自主活動の支援などによりステークホルダーとのコミュニケーションを深めるとともに、行動規準をはじめとする各種社内規程の整備を行うなど内部統制システムを充実させております。

平成25年4月には、「商品・販売・生産のGLOBAL化」を基本方針とした新中期経営計画『GLOBAL CKD 2015』（平成25年度～平成27年度）をスタートいたしました。急速に変化する市場環境の中で、成長市場と海外市場での売上を拡大することを狙い、新規事業の展開、新興国への販売網構築、海外工場の生産機能の強化など積極的な事業活動を展開することにより、企業価値の増大に努めてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年6月21日開催の第93期定時株主総会の承認に基づき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といいます。）を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「本方針」といいます。）を更新いたしました。

本方針の有効期限は、平成25年6月21日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであり、その概要は次のとおりであります。

（注）「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

〔本方針の概要〕

I. 大規模買付ルールの内容

当社が設定した大規模買付ルールとは、大規模買付者が①事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②その後当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にはじめて大規模買付行為を開始することができる、というものであります。

具体的な大規模買付ルールの内容は次のとおりであります。

(i) 情報の提供

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付ルールに従う旨を表明した意向表明書をご提出いただきます。
- ② 当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提出いただくべき当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の事項を含みます。
 - (a) 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
 - (b) 大規模買付行為の目的及び内容
 - (c) 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け

- (d) 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ③ 当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆様の間断又は当社取締役会としての意見形成のためには不十分と認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。
- ④ 大規模買付者には、当社が最初に本必要情報のリストを交付した日から起算して60日以内に本必要情報の提供を完了していただきます（以下「必要情報提供期間」といいます。）。なお、本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますので、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、必要情報提供期間を最長30日間延長することができるものいたします。

当社取締役会が追加的に本必要情報の提供を求めた場合に、大規模買付者から本必要情報の一部について提供が困難である旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が要求する本必要情報が全て揃わなくとも、本必要情報の提供が完了したと判断し、当社取締役会による評価・検討を開始することがあります。また、必要情報提供期間が満了した場合には、本必要情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は本必要情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを終了し、ただちに取締役会評価期間を開始するものいたします。

- ⑤ 大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要かつ適切と認められる範囲において、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。また、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した場合（大規模買付者から本必要情報の一部について提供が困難である旨の合理的な説明があり、当社取締役会が本必要情報の提供が完了したと判断する場合を含みます。）又は必要情報提供期間が満了した場合は、速やかにその旨を開示いたします。

(ii) 取締役会評価期間の確保

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後又は必要情報提供期間が満了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、

検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えております。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は外部の有識者等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が当初の取締役会評価期間の満了時までには当社取締役会としての意見の公表に至らない場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のために合理的に必要とされる範囲内（但し、30日間を上限とします。）で、取締役会決議をもって取締役会評価期間を延長することができます。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示いたします。

II. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、例外的に対抗措置を発動することがあります。

また、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針

等を含む本必要情報に基づいて、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値に与える影響を検討し、取締役会決議をもって決定することといたします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主価値を守ることを目的として、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗する場合があります。この大規模買付者により大規模買付ルールが順守されたか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、当社取締役会は、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会決議をもって決定することといたします。当社取締役会は対抗措置の発動として株主への無償割当てにより新株予約権を発行するものといたします。

(4) 本方針の妥当性に関する取締役会の判断

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は上記 (3) のとおり原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。従いまして、大規模買付者の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、大規模買付者から提供され当社取締役会により開示された本必要情報、当該大規模買付行為の提案及び当社取締役会が提示する当該大規模買付行為の提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなるため、当社取締役会は本方針が上記 (1) の基本方針に沿うものと考えております。

また、本方針は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の保護につながるものと考えております。従いまして、本方針は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行うにあたっての前提として、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであり、決して当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、経営基盤の充実と今後の事業拡大のための内部留保の充実を前提に、安定的な配当の継続を基本方針としております。

この方針のもと、当期の配当につきましては、平成27年5月12日開催の取締役会決議により期末配当金を1株当たり13円とし平成27年6月3日を支払開始日とさせていただきました。これにより、平成26年12月に実施いたしました中間配当金の1株当たり11円を合わせた当期の年間配当金は、前期に比べ6円増配の1株当たり24円となります。

また、内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えと研究開発費用として投資していくこととしております。

以上、事業報告に記載の金額については、1株当たり情報を除き、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	60,507	流動負債	23,170
現金及び預金	11,750	支払手形及び買掛金	12,368
受取手形及び売掛金	21,459	短期借入金	1,151
営業未収金	1,938	1年内返済予定の長期借入金	770
有価証券	3,499	リース債務	32
商品及び製品	4,363	未払費用	2,767
仕掛品	3,229	未払法人税等	681
原材料及び貯蔵品	11,712	賞与引当金	138
繰延税金資産	1,477	製品保証引当金	218
その他	1,109	受注損失引当金	52
貸倒引当金	△33	その他	4,990
固定資産	35,511	固定負債	7,292
有形固定資産	24,851	長期借入金	3,490
建物及び構築物	10,537	リース債務	5
機械装置及び運搬具	7,505	繰延税金負債	2,256
工具、器具及び備品	1,200	退職給付に係る負債	206
土地	4,486	資産除去債務	138
リース資産	36	その他	1,195
建設仮勘定	1,085	負債合計	30,463
無形固定資産	817	(純資産の部)	
投資その他の資産	9,842	株主資本	59,807
投資有価証券	6,913	資本金	11,016
退職給付に係る資産	1,984	資本剰余金	12,737
繰延税金資産	128	利益剰余金	40,611
その他	845	自己株式	△4,557
貸倒引当金	△29	その他の包括利益累計額	5,747
資産合計	96,018	その他有価証券評価差額金	2,453
		為替換算調整勘定	3,371
		退職給付に係る調整累計額	△77
		純資産合計	65,555
		負債純資産合計	96,018

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	83,379
売上原価	57,939
販売費及び一般管理費	25,439
営業外収益	17,076
営業外収益	8,363
受取利息	32
受取配当	92
受取替務の利益	132
受取取替の利益	108
受取外払上の費用	231
受取支売の費用	44
受取支売の費用	135
受取支売の費用	45
受取支売の費用	225
特別利益	8,735
特別利益	30
特別利益	392
特別利益	82
特別利益	13
特別利益	249
特別利益	41
特別利益	159
特別利益	464
税金等調整前当期純利益	8,775
法人税、住民税及び事業税	2,120
法人税、住民税等調整額	643
少数株主損益調整前当期純利益	6,010
当期純利益	6,010

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	11,016	12,737	35,913	△4,609	55,057
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,311		△1,311
当 期 純 利 益			6,010		6,010
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		0		52	52
従業員奨励福利基金等			△1		△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	0	4,698	51	4,749
当 期 末 残 高	11,016	12,737	40,611	△4,557	59,807

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	1,247	1,848	△440	2,654	57,712
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,311
当 期 純 利 益					6,010
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					52
従業員奨励福利基金等					△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,206	1,523	363	3,093	3,093
当 期 変 動 額 合 計	1,206	1,523	363	3,093	7,843
当 期 末 残 高	2,453	3,371	△77	5,747	65,555

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	48,749	流動負債	20,447
現金及び預金	7,030	支払手形	1,732
受取手形	4,216	買掛金	4,005
売掛金	13,922	営業未払金	6,263
営業未収入金	1,938	短期借入金	600
有価証券	3,499	1年内返済予定の長期借入金	770
商品及び製品	2,857	未払金	2,199
仕掛品	3,139	未払費用	2,538
材料及び貯蔵品	9,836	未払法人税等	450
前払費用	252	前払消費税	785
繰延税金資産	1,199	製品保証引当金	218
その他の資産	855	注失引当金	53
固定資産	37,235	固定負債	6,280
有形固定資産	18,495	長期借入金	3,490
建物	6,483	繰延税金負債	1,769
構築物	280	その他の負債	1,020
機械及び装置	5,700	負債合計	26,727
車両運搬具	11	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	725	株主資本	56,804
土地	4,270	資本金	11,016
建物	25	資本剰余金	12,737
建設仮勘定	997	資本準備金	11,797
無形固定資産	618	その他の資本剰余金	939
ソフトウェア	589	利益剰余金	37,608
その他の資産	28	利益準備金	1,286
投資その他の資産	18,122	その他の利益剰余金	36,321
投資有価証券	6,865	別途積立金	29,700
関係会社株式	2,659	繰越利益剰余金	6,621
関係会社出資金	5,929	自己株式	△4,557
前払年金費用	2,099	評価・換算差額等	2,453
その他の資産	591	その他有価証券評価差額金	2,453
貸倒引当金	△24	純資産合計	59,258
資産合計	85,985	負債純資産合計	85,985

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		72,148
売上原価		52,542
売上総利益		19,605
販売費及び一般管理費		13,014
営業利益		6,591
営業外収益		
受取利息及び配当金	184	
その他	305	489
営業外費用		
支払利息	26	
売上引割	135	
その他	61	223
経常利益		6,857
特別利益		
固定資産売却益	28	
補助金収入	82	110
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産除却損	249	
固定資産圧縮損	41	
環境対策費	159	458
税引前当期純利益		6,509
法人税、住民税及び事業税	1,589	
法人税等調整額	398	1,988
当期純利益		4,520

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 株 己 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	別 途 積 立 金		
当 期 首 残 高	11,016	11,797	939	12,737	1,286	27,000	6,112	34,399	△4,609	53,543
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△1,311	△1,311		△1,311
当 期 純 利 益							4,520	4,520		4,520
別途積立金の積立						2,700	△2,700	—		—
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			0	0					52	52
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	0	0	—	2,700	509	3,209	51	3,260
当 期 末 残 高	11,016	11,797	939	12,737	1,286	29,700	6,621	37,608	△4,557	56,804

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,247	1,247	54,790
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△1,311
当 期 純 利 益			4,520
別途積立金の積立			—
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			52
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,206	1,206	1,206
当期変動額合計	1,206	1,206	4,467
当 期 末 残 高	2,453	2,453	59,258

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

CKD株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 寿佳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服部 一利 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、CKD株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CKD株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

C K D株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 寿佳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服部 一利 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、C K D株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室及びマネージメントシステム部内部統制担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

C K D 株式会社 監査役会

常勤監査役	坪 井	和 巳	Ⓢ
社外監査役	林	公 一	Ⓢ
社外監査役	南 谷	直 毅	Ⓢ
社外監査役	澤 泉	武	Ⓢ

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（7名）は任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
1	かじ もと かず のり 梶 本 一 典 (昭和31年11月22日生)	昭和55年 4 月 当社入社 平成16年 6 月 当社取締役執行役員 営業本部長 平成17年 6 月 当社取締役常務執行役員 営業本部長 平成20年 6 月 当社代表取締役社長 現在に至る	51,577株
2	の ざわ よし のり 野 澤 好 令 (昭和30年7月31日生)	昭和49年 4 月 当社入社 平成21年 6 月 当社執行役員 喜開理（中国）有限公 司 董事兼総経理 平成23年 6 月 当社取締役執行役員 品質・環境担当 兼生産本部長 平成24年 6 月 当社取締役常務執行役員 品質・環 境・安全担当 兼コンポーネント本部 長 平成25年 6 月 当社代表取締役常務執行役員 品質・ 環境・安全担当 兼コンポーネント本 部長 平成27年 4 月 当社代表取締役常務執行役員 生産・ 環境・安全担当 兼コンポーネント本 部長 現在に至る	26,354株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	とく だ しげ とも 徳 田 重 友 (昭和32年9月28日生)	昭和55年4月 株式会社三井銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 平成20年6月 当社取締役執行役員 海外子会社管理担当 兼経理部長 兼内部統制推進室長 平成22年6月 当社取締役執行役員 海外子会社管理担当 兼財務部長 兼内部監査室長 兼安全保障輸出管理室長 平成27年4月 当社取締役執行役員 管理担当 兼海外子会社管理担当 兼財務部長 兼内部監査室長 兼安全保障輸出管理室長 現在に至る	38,578株
4	にし お たつ や 西 尾 竜 也 (昭和39年12月10日生)	昭和62年4月 当社入社 平成22年6月 当社執行役員 自動機械事業本部長 平成25年6月 当社取締役執行役員 自動機械事業本部長 現在に至る	13,960株
5	か がわ じゅん いち 加 川 純 一 (昭和25年9月19日生)	昭和52年4月 日本特殊陶業株式会社入社 平成12年2月 同社 自動車関連事業本部 技術開発本部 プラグ技術部長 平成15年6月 同社 取締役 平成19年6月 同社 常務取締役 平成21年6月 同社 専務取締役 平成23年6月 同社 顧問・技監 平成24年6月 当社取締役 現在に至る 平成25年7月 日本特殊陶業株式会社 顧問 平成26年7月 同社 嘱託 現在に至る	1,000株
6	※ あさ い のり こ 浅 井 紀 子 (昭和39年7月25日生)	平成9年3月 名古屋大学大学院経済学部研究科博士 後期課程単位取得退学 平成9年4月 名古屋大学経済学部助手 平成11年3月 名古屋大学博士(経済学) 取得 平成12年4月 中京大学経済学部専任講師 平成15年4月 中京大学経済学部助教授 平成19年4月 中京大学経済学部教授 現在に至る	0株

(注) 1. 取締役候補者の選任理由について

- (1) 梶本一典氏につきましては、同氏が有する営業部門での長年の経験及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 野澤好令氏につきましては、同氏が有する生産部門並びに海外での長年の経験及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものであります。
 - (3) 徳田重友氏につきましては、同氏が有する財務部門での長年の経験及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものであります。
 - (4) 西尾竜也氏につきましては、同氏が有する自動機械部門での長年の経験及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものであります。
 - (5) 加川純一氏につきましては、同氏が有する技術開発部門での長年の経験及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (6) 浅井紀子氏につきましては、同氏が有する経済学を専門とする大学教授としての高度な学術知識と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. ※印は新任取締役候補者であります。
 4. 加川純一及び浅井紀子の両氏は、社外取締役候補者であります。
 5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
加川純一氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - (2) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、加川純一氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低限度とする旨の契約を締結しております。本議案において同氏の再選をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の上記契約を継続する予定であります。また、本議案において浅井紀子氏の選任をご承認いただいた場合、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 加川純一及び浅井紀子の両氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市東区葵三丁目16番16号
メルパルクNAGOYA 2階「平安の間」
電話 052-937-3535

総会会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようにご来場ください。

- 交通機関 地下鉄（東山線）千種駅下車 1番出口前
地下鉄（桜通線）車道駅下車 3番出口より南へ徒歩約2分
J R（中央線）千種駅下車 地下鉄1番出口前
- * 駐車可能台数が少ないので、公共交通機関をご利用ください。
 - * 受付は2階でいたしております。

